

第5次北海道ホームレス自立支援等実施計画の素案の概要

第1 実施計画の基本的事項

(1) 実施計画の位置付けと性格

- ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を踏まえ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するために策定する計画
- ・「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画
- ・保健・医療、福祉等における施策の調整を図り、総合的に推進するための計画

(2) 実施計画の目的（基本目標）

- ・自立の意思のあるホームレスやホームレスになることを余儀なくされるおそれのある方に対し、就業や住居、保健・医療、生活相談等の施策を実施することにより、自立に結びつけるとともに、ホームレスとなることを防止する。
- ・国や市町村及びホームレスの自立支援等を行っている民間団体（以下「民間団体」という。）等と連携、協働しながら、道民の理解と協力を得て、ホームレスの自立支援等に関する施策及びホームレスを生み出さない地域社会づくりを総合的に推進する。

(3) 計画の期間

令和6年度～令和10年度の5年間

第2 ホームレスの現状

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
北海道	38人 (2市)	47人 (3市)	32人 (2市)	36人 (2市)	35人 (4市)	35人 (3市)
全国	4,977人	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人

第3 施策の体系

(1) 就業の機会の確保	○ NPO等の民間団体、社会福祉法人等と連携しながら、生活困窮者就労準備支援事業等の利用促進による段階的な就労支援を実施。
(2) 安定した居住の場所の確保	○ 生活困窮者住居確保給付金の支給や、自立相談支援機関や住宅セーフティネット法に定める居住支援法人により地域生活の継続に必要な支援を実施。
(3) 保健・医療の確保	○ 自立相談支援機関や一時生活支援事業の実施者による健康相談や、保健所等と連携した医療的な支援を実施。
(4) 生活に関する相談及び指導	○ 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、総合的な相談体制を確立。
(5) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	○ 居所が緊急に必要な場合は、一時生活支援事業による支援などを適切に実施。
(6) 人権擁護	○ ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権を尊重する意識が高まるよう啓発活動を実施。
(7) 地域における生活環境の改善	○ 都市公園その他の公共の用に供する施設の管理者は、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、施設を巡視。
(8) 民間団体との連携の推進	○ 民間団体から適宜意見を聞き、支援策等について検討。
(9) ホームレスを生み出さない地域社会づくり	○ 市町村における属性を問わない包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の策定を支援。 ○ 生活困窮者支援のプラットフォームの運用や孤独・孤立対策を推進。

第4 実施計画の進め方

(1) 道の役割

- ・困窮者支援法に基づく支援調整会議や住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の場を活用するなど、分野横断的な連携体制の下での各種の取組の実施

(2) 市町村の支援

- ・全道で地域の実情に応じたホームレス自立支援施策が実施ができるよう、市町村に対し道内の実態や、支援ニーズ、取組の好事例など必要な情報提供等の支援を実施。

(3) 国との連携

- ・北海道労働局、北海道開発局その他の関係機関との連携

(4) 民間団体との連携・協働

- ・適宜、意見をお聞きするなど、緊密な連携並びに道及び市町村の施策への協力

第5 ホームレス問題が顕在化していない市町村における取組

- ・新たにホームレスを生み出さないため、就業の機会の確保や雇用の安定化を図るとともに、当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等を実施。